

（授業目的公衆送信補償金の額）

第百四條の十三 第百四條の十一第一項の規定により指定管理団体が授業目的公衆送信補償金を受け

2 前項の認可があつたときは、授業目的公衆送信補償金の額は、第三十五條第二項の規定にかわ

3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、授業目的公衆送信が行われる第三十

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る授業目的公衆送信補償金の額が、第三十五條第一項の

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

第百四條の十四 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執

2 前項の規程には、授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、

第百四條の十五 指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の総額のうち、授業目的公衆送信による

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しな

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、

第百四條の十六 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要が

（政令への委任）

第百四條の十七 この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項

（施行期日）

第百十三條第五項中「著作権隣接権」を「著作権隣接権」に、「二」とする「を」を「を」に改める。

第百十三條第五項の改正規定並びに附則第四條及び第七條から第十條までの規定 公布の日

二 目次の改正規定、第三十五條の改正規定、第四十八條第一項第三号の改正規定（第三十五條一

第二項）を「第三十五條第一項」に改める部分に限る、同項後段の改正規定（第三十五條第二

から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（複製物の使用についての経過措置）

第百四條の十七 この法律の施行の日（以下「施行日」という。前にこの法律による改正前の著作権法（以下

「旧法」という。第三十條の四若しくは第四十七條の四から第四十七條の九までの規定の適用を受

第二項、第三十七條の二本文、第四十一條若しくは第四十二條の規定に従い作成された二次的著作

2 施行日前に旧法第百二條第一項において準用する旧法第三十條の四又は第四十七條の四から第四

は「の公衆への提示（送信可能化を含む。第八号において同じ。）を行つた」と、同項第八号中「を

（裁定による著作物の利用等についての経過措置）

第百四條の十七 新法第六十七條及び第六十七條の二（これらの規定を著作権法第百三條において準用する場

合を含む。）の規定は、施行日以後に新法第六十七條第一項（著作権法第百三條において準用する場

合を含む。）の裁定の申請をした者について適用し、施行日前に旧法第六十七條第一項（著作権法第

百三條において準用する場合を含む。）の裁定の申請をした者については、なお従前の例による。

（準備行為）

第百四條 新法第百四條の十一第一項の規定による指定、新法第百四條の十三第一項の規定による認可、

同条第五項の規定による諮問、新法第百四條の十四第一項の規定による届出及び新法第百四條の十

五第二項の規定による諮問並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、新法第五章第二節の規

定の例により、附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。前にお

いても行うことができる。）

（罰則についての経過措置）

第百四條 この法律（附則第一條第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）